

タイ 国 税 務 小 冊 子 2013年



This document has been prepared for general guidance on matters of interest only and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this document without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this document, and, to the extent permitted by law, PwC Thailand does not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

序 文

タイ国の税法は、世界の経済成長や国際的な投資に対応するため継続的に見直されています。この小冊子は、タイ国の税制度に関する一般的な情報を提供し、タイ国への投資の最初の手がかりとしてご利用頂くために作成しています。

この小冊子は、基本的に 2012 年 12 月 31 日現在の税法および実務に基づいて作成しています。特定の税務案件につきましては、専門家のアドバイスが必要となりますので、弊社にご相談頂きますようお願い申し上げます。

なお、この小冊子(英語版)は、下記の私どもの Web サイトからもダウンロードできます。<http://www.pwc.com/th>

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited
税務・法務統括パートナー
Thavorn Rujivanarom

目 次

	<u>ページ</u>
個人所得税	1
居住者の認定	1
納税義務者	1
課税所得	1
キャピタルゲイン	2
非課税所得	2
税額計算	3
経費控除	3
所得控除	3
税額控除	6
税 率	6
源泉徴収税	7
申告・納税	8
加算税および延滞税	9
税務調査および査定	9
不服申立の手續	10
法人税	11
居住者の認定	11
納税義務者	11
課税所得	11
総所得に対する課税	12
キャピタルゲイン	12
非課税所得	13
税 率	14
支店所得	15
純利益の計算	15
所得控除	15
減価償却費	18
欠損金	19
国内への支払いに係る源泉徴収税	20

	<u>ページ</u>
税額控除	21
国外への支払いに係る源泉徴収税	21
租税条約	22
連結納税	29
持株会社	29
過少資本税制	29
移転価格税制	29
申告・納税	31
加算税、延滞税および不服申立の手続	32
付加価値税	33
税制の概要	33
納税義務者	33
登 録	33
非課税項目	34
税 率	35
税額計算	35
タックス・インボイス	36
申告・納税	36
加算税および延滞税	36
特定事業税	38
納税義務者	38
課税対象事業と税率	38
申告・納税	39
加算税および延滞税	39
印紙税	40
税制の概要	40
税 率	40
課税対象となる文書と証書	40
納付および加算税	41

	<u>ページ</u>
関 税	42
税制の概要	42
税関の手続	43
関税の優遇制度	43
違反と罰則	44
物 品 税	45
税制の概要	45
課税対象の物品およびサービス	45
石 油 税	46
税制の概要	46
課税所得	46
申告・納税	46
加算税および延滞税	46
地 方 税	47
税制の概要	47
看板税	47
地方開発税	48
土地家屋税	49
優 遇 税 制	51
投資委員会(BOI)	51
タイ国工業団地公社 (IEAT) のフリーゾーン	53
関税フリーゾーン	54
地域統括会社(ROH)	55
国際調達センター(IPC)	58

個人所得税

居住者の認定

一暦年中にタイ国に一回またはそれ以上滞在した日数が累計で 180 日以上であれば、タイ国の税法上、居住者とみなされます。

納税義務者

- (a) 自然人
- (b) 法人格のない組合
- (c) 未登記普通パートナーシップ
- (d) 故人(死亡した課税年度中の所得および財産について)
- (e) 故人の財産の未分割部分

課税所得

タイ国における居住者および非居住者は、タイ国での雇用あるいは事業によって得られた所得に対して、その所得の支払いがタイ国内で行われたか、タイ国外で行われたかに係わらず、タイ国において課税されます。タイ国外を源泉とする所得を得た居住者は、その年においてタイ国内へ送金した所得あるいは海外から持込んだ所得に対してのみ課税されます。

課税所得は以下の 8 つに分類されます。

- (1) 給与および賃金(ストックオプション、その他の株式報酬、福利厚生による所得を含む)
- (2) 請負、雇用およびサービス提供による報酬
- (3) 営業権、著作権、フランチャイズ、特許権およびその他権利の使用料ならびにその他の年次報酬等
- (4) 利息、配当金、投資家への利益分配金、会社またはパートナーシップの合併、買収、や解散による利益、株式譲渡益等
- (5) 資産の賃貸による所得、ハイヤーパーチェス契約や割賦販売契約の解約による受取違約金

- (6) 法律、エンジニアリング、建築、会計等の自由専門業による所得
- (7) 請負契約者が道具以外の主要な原材料を提供する工事請負契約から生ずる所得
- (8) 商業および各種産業から生ずる所得、上記 (1) ～ (7) 以外の所得

キャピタルゲイン

以下を除き、ほとんどのキャピタルゲインは通常の所得として課税されます。

1. タイ国証券取引所に上場されている株式をタイ国証券取引所で売却した場合のキャピタルゲイン、投資信託の売却によるキャピタルゲイン
2. 無利息の社債、手形、債務証券の売却によるキャピタルゲイン。但し、手形または債務証券を当初その償還金額よりも低い価格で売却した場合で、当該償還金額と売却価格との差額について源泉徴収がなされ、債務証券等に源泉徴収済の証印がある場合は除きます。
3. ASEAN 加盟国と証券取引所に上場し、ASEAN Link を介して取引される有価証券（公債、社債、手形を除く）の売却によるキャピタルゲイン

キャピタルロスとは、キャピタルゲインと相殺することはできません。企業体やその他法人が発行した公社債、手形、債務証券の売却によるキャピタルゲインについては、一律 15% の税率で源泉分離課税する方法を選択できます。この場合、確定申告時にそのキャピタルゲインを課税所得から除外することになります。

非課税所得

ある特定の所得については、個人所得税が免除されています。雇用所得に関連する出張手当や旅費、医療補助のような給付は、非課税所得として扱われます。また、法人格のない組合からの利益分配金、生活補助金、相続財産、投資信託の収益や売却益等も非課税となります。

税額計算

個人所得税は、総所得から控除可能な全ての経費控除および所得控除を差し引いた後の課税所得に累進課税率を乗じて算出します。

雇用関係以外から生じた課税所得が 60,000 バーツ以上の場合、その課税所得額の 0.5%以上を納税しなければなりません。

経費控除

課税所得の分類に基づき、以下の項目を経費として所得から控除することが認められています。

1. 「課税所得」の項目で箇条書きした (1)、(2) および (3) のうち著作権からの所得については、当該所得額の 40%か 60,000 バーツのいずれか低い金額を控除できます。
2. 「課税所得」の項目で箇条書きした (3) のうち著作権以外の所得および (4) の所得については、経費控除が認められていません。
3. 「課税所得」の項目で箇条書きした (5) の所得については、賃貸される資産の種類により所得の 10%から 30%までの金額を控除できません。
4. 「課税所得」の項目で箇条書きした (6)、(7) および (8) の所得については、所得や事業の種類により所得の 30%から 85%までの金額を控除できます。

「課税所得」の項目で箇条書きした(5)から(8)の所得については、納税者が税務当局に証拠を提示できる場合に限り、経費の実額を控除することもできます。

所得控除

経費控除の後、さらに以下の 2 種類の所得控除が認められています。

1. 人的所得控除 (Personal Allowances)

- ・ 納税者本人 30,000 バーツ

・ 配偶者（配偶者に所得がない場合）	30,000 バーツ
・ 納税者の子供（但し、3名まで）	15,000 バーツ/ 人
・ 上記子供の教育費控除	2,000 バーツ/ 人
・ 父母扶養控除	30,000 バーツ/ 人
・ 親族の障害者控除	60,000 バーツ/ 人
・ 親族以外の障害者控除	60,000 バーツ

尚、65 歳以上のタイ居住者は年間 190,000 バーツ以下の所得は非課税となります。

2. その他の所得控除 (Specific Allowances)

- ・ 生命保険料控除:
納税者本人に対する生命保険料の実際支払額が 100,000 バーツのいずれか低い金額を所得控除できます。但し、契約している生命保険会社がタイ国内で営業し、保険契約期間が 10 年以上であることが条件となります。また、死亡保障、医療保障および損害保障が一体化された生命保険契約において、所得控除が認められるのは、死亡保障に対応する保険料のみとし、医療保障および損害保障に対する保険料は所得控除の対象となりません。さらに、配当付生命保険契約において年間配当額が年間保険料の 20%を超過する場合、所得控除は認められません。

タイの生命保険会社へ支払われた保険料は、課税所得の合計額の 15%と 200, 000 バーツのいずれか大きい金額を限度として所得控除できます。ただし、この所得控除額は、登録プロビデントファンド、公務員年金基金および福祉基金への拠出額ならびに退職ミュチュアルファンドへの投資額と合算し、年間 500,000 バーツを限度とします。

また、所得のない配偶者について支払われた保険料についても、課税年度を通じて婚姻関係がある場合、10,000 バーツを限度として所得控除できます。

- ・ 健康保険料控除:
タイ国内で事業を行う生命保険会社または損害保険会社に、納税

者の両親または納税者の配偶者の両親を被保険者として支払った健康保険料については、15,000 バーツを限度として所得控除できます。

- ・ 住宅ローン利子控除：
タイ国内に居住目的で住宅を購入あるいは建設するために資金を借り入れた場合、利息の実際支払額のうち最大 100,000 バーツまでを所得控除できます。
- ・ プロビデントファンド拠出金控除：
登録プロビデントファンドまたは退職ミューチュアルファンドへの拠出金は、課税所得の合計額の 15%と 500,000 バーツのいずれか大きい金額を限度として所得控除できます(上記生命保険料控除の項参照)。
- ・ 長期エクイティファンド拠出金控除：
長期エクイティファンドに加入している場合、課税所得の合計額の 15%と 500,000 バーツのいずれか大きい金額を限度としてそのファンドへの拠出金を所得控除できます。但し、労働不能な傷害または疾病あるいは死亡の場合を除き、その投資ユニットを最低 5 年以上保有していることが条件となります。
- ・ 政府社会保障基金への加入も控除の対象となることがあります。
- ・ 建物、コンピュータ、書籍、教員等に関する教育支援のための寄付を行う場合には 200%の所得控除を受けることができますが、所得控除適用後の課税所得の 10%を限度とします。
- ・ 公立または私立の教育機関に読書の振興のための書籍または電子機器を寄付する場合には 200%の控除を受けることができますが、前項の教育支援のための寄付との合計額が所得控除適用後の課税所得の 10%を限度とします。
- ・ 寄付金控除：
特定の慈善活動に対する寄付金は、実際の支払額を所得控除できます。ただし、その他控除対象となる寄付金額は、教育支援のため

の寄付や読書振興のための寄付を含めたすべての所得控除および経費控除を適用後の課税所得の 10%を限度とします。

税額控除

納税者は、源泉徴収された税額を年末の確定申告額から控除することができます。

タイ国に居住する納税義務者は、タイ国に設立された会社から支払われた配当の源泉徴収税を確定申告額から控除することを選択できます。その場合、配当の原資となった利益に対して課された法人税額を配当所得に加算して他の所得と合算し、課税所得の総額から税額が計算され、税額控除額を控除します。

外国で支払われた税金については、租税条約により認められる場合を除き、税額控除は認められません。

税 率

この小冊子作成時点では 2013 年 1 月 1 日より有効となる新しい個人所得税率についてタイ国内閣府により承認されていますが、法制化されていません。個人所得税現行の税率と予定されている新税率は以下の通りです。

個人所得税の税率表				
課税所得(パーツ)			予定新税率	税率(%)
0	～	150,000	—	—
150,001	～	300,000	5	10
300,001	～	500,000	10	
500,001	～	750,000	15	20
750,001	～	1,000,000	20	
1,000,001	～	2,000,000	25	30
2,000,001	～	4,000,000	30	
4,000,001	～		35	37

源泉徴収税

所得の支払を行う者はすべて、以下の規則に従い、支払の都度、所得税を源泉徴収する義務があります。

- (a) 「課税所得」の項目で箇条書きした (1) および (2) の所得については、以下の方法により源泉徴収することが、所得の支払者に義務づけられています。
 - i) 支払った所得にその年の支払い回数を乗じて年間の総支払額を算定します。
 - ii) 年間総支払額から経費控除および所得控除を差し引いた後、個人所得税の税率表に基づき、年間の個人所得税額を算定します。
 - iii) 年間の個人所得税額をその年の支払い回数で除して、一回当たりの源泉徴収税額を算定します。
- (b) 「課税所得」の項目で箇条書きした (3) および (4) の所得については、所得の種類に応じた税率により源泉徴収しなければなりません。但し、例外として、定期預金利息および配当金については、それぞれ 15% および 10% の一定税率での源泉徴収が義務づけられています。
- (c) 源泉徴収した税金は、課税所得の支払が行われた月の翌月 7 日までに所轄税務署 (Amphur office) へ納付しなければなりません。

会社、登記されたパートナーシップおよびその他の法人は、個人所得税の納税義務を負う個人に対して所得を支払う場合、以下に示した税率に基づき源泉徴収しなければなりません。

- (a) 賃貸資産への支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (5) の所得に該当）の 5%
- (b) プロフェッショナルフィーの支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (6) の所得に該当）の 3%
- (c) 請負報酬の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (7) および (8) の所得に該当）の 3%
- (d) 広告費用の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得

に該当) の 2%

- (e) 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当) の 3%
- (f) 請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料以外のサービスへの支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当) の 3%
- (g) 公共旅客運送を除く運送料の支払いの 1%
- (h) コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当) の 5%
- (i) 非居住者に対する「課税所得」の項目で箇条書きした(2)、(3)、(4)、(5) および(6)の所得の支払いの 15%(但し、配当金については 10%)

「課税所得」の項目で箇条書きした(5)、(6)、(7)および(8)の所得が中央または地方の政府機関によって支払われ、その金額が 10,000 バーツを超える場合、支払の都度、1%が源泉徴収されます。

納税者は、確定申告の際、年間の要納税額と既に源泉徴収された税金を比較し、前者が多い場合には差額を追加納税し、後者が多い場合には差額を還付申請します。但し、還付請求は、源泉徴収の過払いが生じた年の末日から 3 年以内に税務当局へ行わなければなりません。

申告・納税

申告書

タイ国では、徴税方法として自己申告制度が採用されています。納税者は所定の申告書(PND90 もしくは PND91)に課税年度(暦年)の所得に対する所得税を記入し、翌年の 3 月末までに確定申告および納税しなければなりません。

以下の個人は、納税額の有無に係わらず、前年度の所得について個人所得税の確定申告書を提出する義務があります。

- (a) 配偶者がなく、所得が 30,000 バーツを超える者
- (b) 配偶者がなく、給与・賃金所得 (「課税所得」の項目で箇条書きした (1) の所得に該当) が 50,000 バーツを超える者
- (c) 配偶者があり、所得が 60,000 バーツを超える者

- (d) 配偶者があり、給与・賃金所得（「課税所得」の項目で箇条書きした（1）の所得に該当）が 100,000 バーツを超える者

2012 年の課税年度より妻の所得は夫の所得として取扱われなくなりました。そのため、夫婦別々に所得を申告するか、合算申告をするかを選択をすることになります。

個人所得税の課税年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年です。確定申告の期限は、原則として、翌年の 3 月 31 日です。但し、資産の賃貸、自由業（医術、法律、エンジニアリング、建築、会計および美術）、契約作業、商業およびその他産業により所得を得ている納税者については、6 月 30 日までの半年間所得について 9 月 30 日までに中間申告しなければなりません。中間申告による納税額は、確定申告時に計算された年間納税額から控除できます。

加算税および延滞税

不正確な申告（過少申告）をした場合、または、申告を怠った（無申告）場合は、税務署の査定官吏（Assessment Officer）の決定により、加算税を課せられます。加算税は、過少申告の場合、未納付額の 100%、無申告の場合、未納付額の 200% です。納税者の文書による加算税の減額申請に基づき、当該納税義務者に脱税の意図がなく、税務調査に協力的であると査定官吏が判断した場合に限り、加算税額が最高 50% まで減額されることもあります。

納税期限までに納税しなかった場合、一ヶ月につき未納付額の 1.5% を延滞税として支払わなければなりません。但し、延滞税は、未納付額を上限とされています。

税務調査および査定

税務当局は、2 年前まで遡って書類や記録を徴求し、税務調査を行う権限があります。但し、脱税の意図についての確たる証拠のある場合、あるいは、還付申請に対処するため必要と認められる場合、5 年前まで調査権限を延長することができます。しかしながら、民商法典上、税務当局は最高 10 年まで査定することができます。

不服申立の手續

納税者は、税務当局の賦課決定に不服のある場合、査定通知書 (Assessment Notice) を受け取った日から 30 日以内に不服申立審理委員会 (Board of Appeal) へ不服を申し立てることができます。さらに、この不服申立審理委員会の決定に同意できない場合、その決定通知を受け取った日から 30 日以内に裁判所へ不服を申し立てることができます。不服申し立てにより、税金の支払いが留保されることはなく、歳入局長官によって許可された場合を除き、税金の支払いが法定期限内に履行されなければ未納であるとみなされます。税務当局の査定や不服申立審理委員会の決定に従い、査定通知または決定を受け取った日から 30 日以内に税金を支払わなければなりません。

法人税

居住者の認定

法人の居住者は、設立の場所により決定されます。タイ国の法律の下で設立された会社は、内国法人となります。マネジメントや管理の場所は、法人の居住者を決める法的な要因とはなりません。タイ国に設立された法人は、全世界の所得に対してタイ国で税金を課せられます。

納税義務者

- ・ 会社および法人格を有するパートナーシップ
- ・ ジョイントベンチャー／財団および協会
- ・ 外国の法律に基づいて設立された法人で
 - － タイ国で事業活動している場合(例:支店)
 - － タイ国で事業活動はしていないが、タイ国で特定の収益を得ている場合
- ・ 外国政府の機関および外国の法律に基づいて組織された法人で、タイ国で事業活動している場合
- ・ 財務大臣の認可に基づき歳入局長官によって指定されたその他の法人

課税所得

- ・ タイ国で設立された会社および法人格を有するパートナーシップは、タイ国内および国外を源泉とする利益に対して法人税(Corporate Income Tax)が課されます。
- ・ 外国の法律に基づき設立された会社がタイ国で事業活動している場合(支店等)、タイ国での事業活動により得られた利益に対して法人税が課されます。さらに、税引後の利益を本国へ送金する場合、10%の源泉徴収税が課せられます。「タイ国で事業活動している」という文言は適用範囲が広く、従業員や代表者、仲介者が存在することによって外国企業がタイ国で利益を得ている場合等も該当します。
- ・ 外国の法律に基づき設立された会社は、タイ国で事業活動していない場合も、租税条約による免税措置のない限り、タイ国で得た以下

のような所得に対して源泉徴収税を課せられます。以下は、そのうちの数例です。

- 仲介料、サービス報酬
- 使用料（ロイヤルティ）
- 利息、配当、キャピタルゲイン
- 資産の賃貸料

総所得に対する課税

国際輸送事業を行う財団、協会および外国の会社は、その総所得に対して法人税が課されます。財団および協会については、登録料、入会金および寄付金以外の総所得に対して 10%の法人税が課されます。但し、財団および協会の所得が「個人所得税 - 課税所得」の項目で箇条書きした(8)に該当する場合、2%の軽減税率が適用されます。タイ国で事業活動している外国の航空会社および海運会社は、乗客を輸送する場合、タイ国内で徴収される航空運賃、乗船料およびその他収入(費用控除前)に対して一律 3%の法人税が課されます。物品搬送の場合には、タイ国内で徴収される貨物運送料、用船料およびその他収入、さらにタイ国からの物品輸送に関してタイ国外で徴収される貨物運送料、用船料およびその他収入(費用控除前)に対して一律 3%の法人税が課されます。

キャピタルゲイン

タイ国ではキャピタルゲインに関する特別の規則はありません。会社が得たキャピタルゲインは、税務上、通常の収益として取り扱われます。タイ国で事業活動をしていない外国の会社がタイ国における投資の売却により得たキャピタルゲインは、租税条約による免税措置のない限り、その投資の購入者によって 15%が源泉徴収されます。

非居住者が国債の売却により得たキャピタルゲインについても、租税条約による免税措置のない限り、15%が源泉徴収されます。

非課税所得

- ・ 下記の所得は、法人税が免除されます。
 - タイ国で事業活動していない外国の会社へ支払われる国債からの利息
 - 特別法に基づき設立された金融機関および外国政府により全額出資された金融機関へ支払われる利息
 - 法人化されていないジョイントベンチャーからタイ国の会社やタイ国で事業活動している外国の会社へ支払われる配当金および利益分配金
 - タイ国証券取引所の上場会社がタイ国の会社から受け取る配当金および、配当を受け取る会社が非上場会社で、配当する会社の議決権を 25%以上保有する場合（株式の相互保有のないことが前提）の配当金
なお、上記以外のタイ国の会社が他のタイ国の会社から受け取る配当金は、その半額が免税となります。但し、これら配当に関する免税は、配当の前後 3 ヶ月以上保有していた上場・非上場会社にも適用されます。新設合併または全部事業譲渡 (EBT) については、新設会社または存続会社は、新設合併または全部事業譲渡の前身会社の所有期間を 3 ヶ月に含めることができます。
 - タイ国の会社が海外投資により受領する配当金で、当該配当金受領前少なくとも 6 ヶ月間に亘り配当する会社の議決権を 25%以上保有しており、かつ、配当する会社が所在する国において、当該配当金の原資となる純利益に対して 15%以上の法人税が課されている場合
なお、所在地国における「特別法」により、軽減税率の適用や純利益に対する法人税が免除されている場合には、法人税の免除を受けることができます。
 - 商業銀行から受領する外国通貨預金に対する利子
但し、商業銀行が当該外国通貨預金を、タイ国外に居住しているタイ国籍を持たない者や、タイ国で事業活動をしていない外国法人や外国銀行（タイ国に支店や駐在員事務所を有している法人を含む）への貸付けに使用するものに限りません。

- ・ 下記の納税者は、法人税が免除されます。
 - タイ国投資奨励法 (BOI) により免税恩典を与えられた会社
 - 特定の財団および組織
 - 互恵条約を取り交わした国の公的組織や外交組織
- ・ 証券化のための特別目的事業 (SPV) は、証券取引委員会 (SEC) 事務局に承認された証券化プロジェクトから発生した所得について課税が免除されます。ただし、債権からのキャッシュインフローや費用決裁の運用および配賦については SEC に承認されたプランに従わなくてはなりません。また、SPV の全ての資産と利益が原資産所有者に譲渡されて SPV が解散するまで、SPV の株主には配当が支払われません。

税 率

- ・ 法人税率は、2012 年 1 月 1 日以後 2012 年 12 月 31 日までに開始する会計年度には 23%、2013 年 1 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までに開始する会計年度には 20%が適用されます。

中小企業に対しては、以下の税率が適用されます。

2012 年 1 月 1 日以後 12 月 31 日までに開始する会計年度

純 利 益(バーツ)	法人税率
0 ~ 150,000	0%
151,001 ~ 1,000,000	15%
1,000,000 ~	23%

2013 年 1 月 1 日以後に開始する会計年度

純 利 益(バーツ)	法人税率
0 ~ 150,000	0%
151,001 ~ 1,000,000	15%
1,000,000 ~	20%

中小企業への軽減税率を受けるには 2012 年 1 月 1 日以後開始する会計年度に以下の条件を満たしていることが求められています。

- 1) 会計年度末において払込資本金が 5 百万バーツ以下であること
 - 2) 「商品の販売およびサービスの提供」による収入が 30 百万バーツ以下であること
- ・ 銀行に対しては、タイ国外を源泉とする外貨資金からのタイ非居住者への融資（いわゆる「アウト・アウト事業」）によって得られる利益について、10%で法人税が課せられます。

支店所得

外国の会社の支店は、タイ国内で得た利益についてのみ通常の法人税率で法人税を支払います。支店の利益を外国の本店に送金する場合、さらに 10%の源泉徴収税が課されます。但し、外国の商業銀行の支店が、「アウト・アウト事業」により得た利益を送金する場合は、この源泉徴収税が免除されます。

純利益の計算

純利益は、いくつかの例外を除き、一般的に公正妥当と認められる会計実務にしたがって発生主義に基づいて計算しなければなりません。

所得控除

- ・ 所得から控除できる営業費用は、歳入法典に別途定めがない限り、利益獲得または事業のために生じた全ての費用を営業費用として所得から控除できます。
- ・ 利益獲得あるいはタイ国での事業のために支出したロイヤルティ、マネジメントフィー、利息の支出で、合理的な金額に限り所得から控除できます。

- ・ 社内の従業員研修費、および、社外や技術開発機関で開催される研修の従業員派遣に係る費用について、100%追加所得控除が認められます。

- ・ 車両および車両に使用される資材、装置または機械を除き、省エネルギー効果を有する資材、装置または機械はその取得価額の 25% を追加で所得控除することが認められます。但し、当該省エネルギー機械等は、2011 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日までに取得され、使用できる状態になっていたことが条件となります。

省エネルギー機械等は取得時において新品であること、および代替エネルギー開発効率化推進局 (The Department of Alternative Energy Development and Efficiency) が定める条件に合致していなければなりません。加えて当該所得控除を適用するには、2012 年 12 月 31 日までに、代替エネルギー開発効率化推進局から、当該機械等が省エネルギー効果を有していることにつき証明書を取得していなければなりません。

- ・ 教育省によって承認された教育プログラムを支援するために建物、書籍、教師等について支払った費用は、その支払額の 200% を所得控除できます。ただし、慈善事業、公共の利益、教育やスポーツのための寄付金控除前の純利益の 10% を限度とします。
- ・ 子供の遊び場、公園や無料で開放されている民間の運動施設の建設や維持のための費用 (教育および娯楽活動を支援するための費用) は、その支払額の 200% を所得控除できます。

ただし、教育省によって承認された教育プログラム支援のための費用との合計控除額は、慈善事業、公共の利益、教育やスポーツのための寄付金控除前の純利益の 10% を限度とします。

- ・ 公立および私立の教育機関に読書促進を目的とする書籍や電子機器の供給を援助するための費用は、その形態が現金であるか資産であるかを問わず 200% を所得控除できます。

ただし、教育省によって承認された教育プログラム支援のための費用と教育や娯楽活動の支援のための費用 (前項参照) との合計控

除額は、慈善事業、公共の利益、教育やスポーツのための寄付金控除前の純利益の 10%を限度とします。

なお、社内図書室用に購入した書籍や電子機器の費用について、会計年度毎 50,000 バツまでは、その支払額の 200%を所得控除できます。

- ・ 2013 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日の間に公立または私立の教育機関に対する現金または資産の寄付は、その金額の 200%を所得控除できます。

ただし、教育省によって承認された教育プロジェクト支援のための費用と教育や娯楽活動の支援のための費用の合計控除額は、慈善事業、公共の利益、教育やスポーツのための寄付金控除前の純利益の 10%を限度とします。

- ・ 特定の慈善事業または公共事業に対する寄付の支払いで純利益の 2%以下であるもの、また、教育またはスポーツ振興のための寄付の支払いで純利益の 2%以下であるもの。ここで言う純利益は教育プログラムや教育・娯楽活動の支援、読書促進のため寄付および教育機関への寄付を含む全ての所得控除後の純利益の金額をいいます。
- ・ 以下の費用については損金算入が認められません。
 - － 引当金や準備金への繰入額
 - － 基金への拠出金（但し、登録プロビデントファンドへの拠出金を除く）
 - － 個人的費用および贈答品費
 - － 歳入法典に基づく法人所得税、罰金および加算税
 - － 株主へ支払われた給与支払額のうち、合理的な金額を超える部分
 - － 架空の経費
 - － 会社の資本、引当金および基金から生ずる利息
 - － 受領者が特定できない支出
 - － 事業年度終了後に利益に基づいて決められる支出
 - － 財務省令に定められる規則・手続き、条件に準拠していない貸

倒損失

- 保険または補償契約により補填される損害

減価償却費

取得原価の一定割合に基づき、資産を減価することが認められています。会社が会計上適用している減価償却率が税務上認められている償却限度率よりも低い場合、会社が適用している償却率により算出された減価償却費を税務上損金算入できます。償却方法としては、定額法が最も一般的ですが、級数法および加速定率法も認められます。定額法の償却限度率は、次の通りです。

建物:

- 耐久性のある建物 5%
- 臨時の建物 100%

天然資源で枯渇するもの 5%

賃借権:

- 賃貸借契約書がない場合、または、賃貸借契約書はあるが、連続的な更新を認める条項がある場合 10%
- 賃貸借契約書はあるが、更新条項のない場合、または、更新条項はあっても更新期間に制限のある場合 (注 1)
- 工程に関する権利、方式に関する権利、営業権、商標権、営業免許、特許権、著作権、その他の権利:
 - ・ 使用期間が限られていない場合 10%
 - ・ 使用期間が限られている場合 (注 2)

その他の償却資産(ただし、土地および棚卸資産を除く)..... 20%

注記

(注 1) 100 を当初の賃借期間および更新期間の合計年数で除した百分率

(注 2) 100 を使用年数で除した百分率

特定の資産に対する特別償却

1. 研究開発用機械装置については、取得時に 40%で特別償却し、未

- 償却残高を最大 20%の償却率で償却することが認められています。
2. コンピュータハード・ソフトについては、取得価額を 3 年間で減価償却することが認められています。政府指定の洪水被災地域に所在し、かつ、2011 年 7 月 25 日から 2012 年 12 月 31 日までの間に洪水の被害を受けた企業が取得した機械装置については、取得時に 40%で特別償却し、未償却残高を最大 20%の償却率で償却することが認められています。
 3. 製造業におけるこの特別償却は、自らの製品の製造に使用する機械装置および製造の請負に使用する機械装置のどちらにも適用され、2011 年 7 月 25 日から 2012 年 12 月 31 日までの間に取得し、事業供用できる状態にあった機械装置に適用されます。

中小企業に適用される特別償却

土地を除く固定資産が 2 億バーツ以下で、従業員 200 人以下の会社あるいはパートナーシップには以下の特別償却を適用することが認められています。:

1. 機械装置については、取得時は 40%で特別償却し、未償却残高を最大 20%の償却率で償却することが認められています。
2. コンピュータハード・ソフト(周辺機器含む)については、取得時 40%で特別償却し、未償却残高を 3 年間で減価償却することが認められています。
3. 工場建物については、取得時 25%で特別償却し、未償却残高を最大 5%の償却率で償却することが認められています。

期末における払込資本金が 500 万バーツ以下で、かつ商品販売やサービスの提供による売上高が 3000 万バーツ以下の会社あるいはパートナーシップが 2012 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の期間に取得した機械装置については取得額の 100%を償却することができます。

欠損金

欠損金は、将来の利益と相殺するため 5 年間繰り越すことができます。欠損金の繰戻しは認められません。

欠損金は税務上それぞれの会社で計算され、連結グループ内の各社で欠損金を合算して税務申告する方法はありません。会社の株式保有

の変更は税務上の欠損金に何ら影響を及ぼしません。

国内への支払いに係る源泉徴収税

会社、登記されたパートナーシップ、その他の法人は、他のタイ国に登記された会社およびパートナーシップ、その他の法人、支店や恒久的施設を通じてタイ国で事業活動している外国会社に対して所得を支払う場合、以下の通り源泉徴収しなければなりません。

- (a) 特許権、著作権等の無形固定資産、その他の権利の使用に対するロイヤルティの支払い(個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした(3)の所得に該当)の 3%
- (b) 銀行および金融機関以外の居住法人に対する利息、ならびに、銀行または金融機関への債券利息に対する支払い(個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした(4)に該当)の 1%
- (c) 配当または、登記パートナーシップの利益分配の支払い(個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした(4)の所得に該当)の 10%
- (d) 購入選択権付の適格リース契約のリース料を除き、資産に対する賃借料の支払い(個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした(5)の所得に該当)の 5%

上記の適格リースという用語は、以下の条件を満たす資産の賃借料を意味します。

- ・ 賃貸人は、登録払込資本金が 60 百万バーツ以上の法的な会社またはパートナーシップであり、VAT 登録していること。
 - ・ 賃借人は法人であること。
 - ・ リース期間が 3 年以上であること。但し、リース資産が他の賃借人から回収されたものである場合は、リース期間が 3 年未満でも認められる。
- (e) 商船に関する奨励法に基づく、国際輸送に使用する船舶の賃借料の支払(個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした (6) の所得に該当)の 1%
 - (f) プロフェッショナルフィーの支払い(個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした (6) の所得に該当)の 3%
 - (g) 請負報酬の支払い(個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした (2)、(7) および (8) の所得に該当)の 3%

- (h) 恒久的支店をもたない外国法人に対する請負報酬の支払いの 5% (注記参照)
- (i) コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の 5%
- (j) 広告費用の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の 2%
- (k) 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の 3%
- (l) 請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料以外のサービスへの支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の 3%
- (m) 運送料の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の 1%
- (n) 損害保険料の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の 1%

注記:

恒久的支店は『恒久的施設』とは異なります。恒久的支店とは下記に該当するものをいいます。

- タイ国内に事務所を有していること
- タイ国内で契約業務以外の事業を行っていること(例:商品の購入および販売)
- タイ国内で従業員のためにプロビデントファンドを設立していること

税額控除

タイの会社は、営業所得もしくは受取配当金に対して支払った外国税額を確定法人税額から控除することができます。外国税額控除は、所得に対して課税されるタイ国の税額を上限とします。また、上記の源泉徴収税や中間申告納税額も控除することが認められています。

国外への支払いに係る源泉徴収税

外国の会社へ収益または利益を送金する場合に課される源泉税には、以下の 2 種類があります。

- ・ 所得の分類による税率:

- 仲介手数料および役務提供料	15%
- ロイヤルティ	15%
- 利息	15%
- 配当金	10%
- キャピタルゲイン	15%
- 資産の賃貸料	15%
- 自由専門業に対する報酬	15%

これらの源泉徴収税は、租税条約により減額または非課税とされる可能性があります。

- ・ 支店利益を送金する場合には 10%の源泉徴収税が課せられます。

租税条約

タイ国と租税条約(Double Tax Agreement, DTA)を締結している国および各国への支払いにかかる源泉徴収税率は、以下の通りです。

受領国	配当(%)	利 子(%)	ロイヤルティ(%)※
日 本	10	0/10/15(16)	15
アラブ首長国連邦	10	10/15(1)	15
アルメニア	10	10/15(1)	15
イスラエル	10	10/15(1)	5/15(14)
イタリア	10	0/10/15(15)	5/15(2)
インド	10	10/15(1)	15
インドネシア	10	10/15(1)	15
ウクライナ	10	0/10/15(30)	15
ウズベキスタン	10	10/15(1)	15
英 国	10	10/15(1)	5/15(2)
オーストラリア	10	10/15(1)	15
オーストリア	10	10/15(1)	15
オランダ	10	10/15(1)	5/15(2)

受領国	配当(%)	利 子(%)	ロイヤルティ(%)※
オマーン	10	10/15(21)	15
カナダ	10	10/15(1)	5/15(4)
韓 国	10	10/15(12)	5/10/15(17)
キプロス	10	10/15(6)	5/10/15(7)
クウェート	10	10/15(1)	15
シンガポール	10	10/15(1)	15
スイス	10	10/15(1)	5/10/15(28)
スウェーデン	10	10/15(1)	15
スペイン	10	10/15(1)	5/8/15(27)
スリランカ	10	10/15(1)	15
スロベニア	10	10/15(1)	10/15(26)
セーシェル共和国	10	10/15(1)	15
台湾	5/10(29)	10/15(1)	10
中華人民共和国	10	10/15(1)	15
チェコ共和国	10	10/15(1)	5/10/15(8)
チリ	10	10/15(1)	10/15(5)
デンマーク	10	10/15(1)	5/15(2)
ドイツ	10	0/10/15(11)	5/15(2)
トルコ	10	10/15(1)	15
ニュージーランド	10	10/15(12)	10/15(19)
ネパール	10	10/15(1)	15
ノルウェー	10	10/15(1)	5/10/15(20)
パーレーン	10	10/15(1)	15
パキスタン	10	10/15(1)	0/10/15(22)
ハンガリー	10	10/15(1)	15
バングラデシュ	10	10/15(1)	15
フィリピン	10	10/15(23)	15

受領国	配当(%)	利 子(%)	ロイヤルティ(%)※
フィンランド	10	10/15(1)	15
フランス	10	3/10/15(9)	0/5/15(10)
ブルガリア	10	10/15(1)	5/15(3)
米 国	10	10/15(12)	5/8/15(31)
ベトナム	10	10/15(1)	15
ベルギー	10	10/15(1)	5/15(2)
ポーランド	10	10/15(1)	0/5/15(24)
香 港	10	10/15(12)	5/10/15(13)
マレーシア	10	10/15(1)	15
南アフリカ	10	10/15(1)	15
ミャンマー	10	10	5/10/15(18)
モーリシャス	10	10/15(1)	5/15(3)
ラオス	10	10/15(1)	15
ルーマニア	10	10/15(1)	15
ルクセンブルク	10	10/15(1)	15
ロシア	10	10/15(25)	15

※ロイヤルティはタイの多くの租税条約において、産業、商業または科学的装置の使用または使用の権利を含むものとされています（恒久的施設を有する場合のみ課税される事業所得としては扱われません）。また、「ノウハウ」の移転を含むコンサルタントや専門的業務は、営業利益ではなくロイヤルティとして取り扱われる可能性があります。

(注) 表の括弧内の数字は、下記の参照番号を示しています。

- (1) 銀行または金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (2) 文学上、美術上もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用の権利に支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (3) 文学上、美術上もしくは学術上の著作物（ラジオまたはテレビ放送

に使用されるフィルム、テープおよびディスクの使用を除く)の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。

- (4) 文学上、演劇上、音楽上、もしくは美術上の著作物の著作権の製作もしくは複製に対して支払われるロイヤルティ(映画、フィルム作品、およびテレビに関連して使用されるビデオテープに関するロイヤルティを除く)には、5%の税率が適用されます。
- (5) 文学上、美術上、もしくは学術上の著作物の著作権の使用もしくは使用する権利、または産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用もしくは使用する権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (6) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。
 - 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子
 - 産業上、商業上若しくは学術上の設備の信用販売に関して支払われる利子
 - 事業者間における商品の信用販売に関して支払われる利子
- (7) 文学上、演劇上、音楽上、美術上もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、ラジオまたはテレビ放送に使用される映画やフィルムおよびテープを含む)の著作権の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用、ならびに、産業上、商業上、学術上の経験に関連する情報の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (8) 文学上、美術上、もしくは学術上の著作物の著作権(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の譲渡、使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式または秘密工程の譲渡の対価に対しては、10%の税率が適用されます。
- (9) 公的金融機関が参画し、法定機関または企業に供与される4年以上の貸付金またはクレジットに関する利子に対しては、3%の税率が適用されます。ただし、これらの貸付金またはクレジットが、設備の売却または産業上、商業上もしくは学術上の施設や公共事業の調査・据付・提供に関連していることを条件とします。金融機関に支払われる利子に対しては、10%の税率が適用されます。
- (10) フィルムまたはテープに関連して、締結国または国の所有する会

社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学上、美術上もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されます。

- (11) 締結国、州、行政区域、地方当局または地方行政、具体的にはドイツ連邦共和国であれば「ドイツ連邦銀行」または「復興金融公庫」、タイ国であれば「タイ中央銀行」によって完全に保有されている金融機関、とに対して支払われる利子には、0%の税率が適用されます。銀行および金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (12) (a)銀行または金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子、および、(b)施設、商品またはサービスの信用販売に基因する債務に対して支払われる利息（独立企業間価格で行われていない場合を除く）には、10%の税率が適用されます。
- (13) 文学上、美術上もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式または秘密工程の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (14) 文学上、美術上、もしくは学術上の著作物（ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く）の著作権の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されます。
- (15) 締約国または行政区域や地方当局によって完全に保有されている金融機関に支払われる利子には 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (16) 国によって完全に保有されている金融機関に支払われる利子には 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (17) 文学上、美術上、もしくは学術上の著作物（ソフトウェア、映画、フィルム作品、ラジオまたはテレビ放送に関連して使用されるテープおよびその他の方法による複製物を含む）の著作権の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されます。また、特許権、商標権、模型、図面、秘密方式または秘密工程の使用に対して支払われるロイヤルティには 10%の

税率が適用されます。

- (18) 文学上、美術上、もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用の権利には 5%の税率が適用されます。また、経営コンサルタントおよび産業、商業上または学術上の経験に関する情報の対価に対しては 10%の税率が適用されます。
- (19) すべての著作物の著作権の使用または使用の権利、および産業上、学術上もしくは商業上の施設の使用または使用の権利、および映画、フィルム、ビデオテープ、テレビまたはラジオ放送に関連して使用されるその他の方法による記録の使用または使用の権利、および衛星、ケーブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によって公共に送信される視覚映像もしくは音声またはその両方の受信あるいは受信する権利、およびテレビまたはラジオ放送に関する使用または衛星、ケーブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によって公共に送信されるテレビもしくはラジオ放送、視覚映像もしくは音声またはその両方の使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (20) 文学上、美術上もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業上、商業上、もしくは学術上の施設の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (21) (a) 銀行または金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子、ならびに、(b) 政府により保証された貸付または借入に対して支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (22) フィルムまたはテープに関連して、締結国または国の所有する会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学上、美術上もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (23) タイで生じた利子がフィリピンの金融機関（保険会社を含む）に支払われた場合には、10%の税率が適用されます。フィリピンで生じた公債、その他これに類する債務の利子には 10%の税率が適用されます。
- (24) テープまたはフィルムに関連して締結国または国の所有する会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学上、美術上もしくは学術上の著作物（テレビまたは放送に使用され

る映画およびテープを除く)の著作権の譲渡、使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。

- (25) 以下の受領者に該当し支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- ロシア居住者の場合、銀行業務ライセンスを保有する機関
 - タイ居住者の場合、金融機関(保険会社を含む)
- (26) 文学上、美術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に関連して使用される動画、生放送、フィルム、テープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用の権利、ならびに、産業上、商業上もしくは学術上の施設の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (27) 文学上、演劇上、音楽上、美術上もしくは学術上の著作物の著作権(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業上、商業上もしくは学術上の施設の使用または使用の権利のためのファイナンス・リースの対価として支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。
- (28) 著作権、美術上もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の譲渡、使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式または秘密工程の譲渡に対しては、10%の税率が適用されます。
- (29) 受領者が配当支払い会社の資本を 25%以上保有場合に 5%の税率が適用されます。
- (30) 貿易および投資促進のために国が設立し所有している金融機関に対して支払われる利子に対しては 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (31) 文学上、美術上、もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画、フィルム作品、ラジオまたはテレビ放送に関連して使用されるテープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業

上、商業上もしくは学術上の施設の使用または使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。

連結納税

連結納税は、タイ国において認められていません。

持株会社

持株会社についての特別な規則はありません。

過少資本税制

現時点では過少資本税制についての特別な規則はありません。

移転価格税制

歳入局が「市場価格」の定義、容認される移転価格決定方法の詳細、タイ国における移転価格についての必要書類の詳細、事前確認制度に関する規定に関して指針を発表しています。

法的枠組

歳入局によって発表された指針は、法的効力を持たず、歳入局職員が税務監査や査察、税務調査を行う際に従わなければならない内部指針です。また、この指針によって、タイ国の移転価格に関する実務を納税者に知らしめることも意図されています。

市場価格の定義

歳入局による「市場価格」の定義に関連して、この新指針で注目すべきは、歳入法典に記載のある市場価格という言葉を、「独立契約当事者が善意において決定した棚卸資産、サービスの対価または利子（独立企業間取引）」を意味すると定義している点です。さらに、関連者間取引と比較すべき独立企業間取引は、当該関連者間取引と同等であるべきであ

り、同時期に行わなければならないことも記されています。

関連者の定義

この指針ではまた、「関連者」に関して、直接的または間接的に、他方に経営参加し、または支配し、あるいは資本参加している企業のグループ内の事業と定義されています。管理の実体を決定する保有株式の割合については、具体的な数字は挙げられていません。

容認される独立企業間価格算定方法

この指針では、取引における市場価格を決定する際に、取引価格法（例：独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）と利益基準法の両方が容認されています。

移転価格証明書類

この指針の下、納税者は移転価格に関する以下の書類を求められる可能性があります。

1. グループ企業それぞれの業務内容を含めた構造図および関係図
2. 予算、事業計画、財政支出計画
3. 企業の事業戦略およびその採用理由を記した書類
4. 関連者間との売上、業績および取引の性質
5. 関連者と国際間取引を行う理由
6. 価格決定方針、各商品の収益性と市場情報、各関連当事者の機能、使用資産および想定されるリスクを考慮した収益貢献度
7. 特定の価格決定方針の選択理由
8. 他に検討、否認された価格設定方針のある場合、その詳細および否認理由（上記 7. で記載した順に提出すること）
9. グループ企業間取引の交渉における企業の立場を証明する書類
10. その他移転価格の決定に係る書類（任意）

上記書類は、納税者が、採用した移転価格決定方針により市場価格が導き出されることを歳入局へ証明するためのものです。

事前確認制度(APA)

さらに、指針では、納税者が、関連情報および書類を提出することにより、関連者間取引に関して事前確認(APA)の申請を行うことが認められています。

タイ国での APA 申請者の増加に伴い、申請手続きについても指針が発行されています。

APA 申請手続き

APA の申請書の提出に先立って、目的、契約内容の把握をするため、歳入局との申告事前相談を行います。APA の申請を希望する納税者は事前確認の対象となる最初の会計年度終了日から少なくとも6ヶ月前に申告事前相談の目的を記載した書類を提出します。対象取引や機能分析に関連した文書の提出は申告事前相談の 15 日前までに提出します。申告事前相談が開催され、歳入局が申請書を提出することについて承諾した後に、出願者は APA を正式に申請することができます。

申告・納税

申告書

申告納税制度による納税が採用されています。会社は、期日までに申告書を提出し、それと同時に納税します。

会社の課税年度は、会計期間と同じで、12 ヶ月間でなければなりません。但し、設立後最初の会計期間、解散会計年度、あるいは、歳入局および商務省事業開発局から会計期間の変更について承認を受けた場合は、12 ヶ月未満とすることも認められています。

法人税は、年 2 回納付します。年間予想利益の 2 分の 1 に基づいて中間納税額を計算し、上半期末から 2 ヶ月以内に法人税の中間申告書を提出しなければなりません。但し、上半期の実際利益に基づいて中間納税額を算定する上場会社、銀行、その他特定の金融機関および会社を除きます。確定申告書は、一会計年度終了後 150 日以内に提出しなければなりません。その際、中間納税額は、確定納税額から控除します。

加算税、延滞税および不服申立の手続

法人税の申告・納税を怠った者は、加算税および延滞税が課せられます。加算税および延滞税の額は、個人所得税に記述したものと同じです。不服申立の手続も同様となります。

付加価値税(VAT)

税制の概要

付加価値税(Value Added Tax、以下“VAT”と称す)は、VAT 登録事業者がタイ国において、物品を供給したり、サービスを提供する際に課す非累積的で広範な消費税です。VAT は、販売した物品および提供したサービスの合計価額を基準に計算されます。サービスがどこで使用されようと、それがタイ国内で提供された場合、および海外で提供されたサービスがタイ国内で使用された場合も、税法上、タイ国でサービスが発生したとみなされます。原則として、登録事業者は、事業に関する物品の購入やサービスの消費で生じたインプット VAT をアウトプット VAT から控除できます。

納税義務者

一般的に、特に免除されていない限り、タイ国で事業を行う全ての者は、自然人、組合、パートナーシップ、会社、その他の法人等、事業がいかなる形態で行われているかに係わらず、VAT を支払う義務があります。具体的な VAT の納税義務者は以下の通りとなります。

- ・ 事業活動あるいは職業的な活動として、物品を販売する製造業者、輸入業者、卸売業者、小売業者およびその他の業者
- ・ サービスを提供する者
- ・ タイ国内において物品の販売やサービスの提供を通常の業態とするタイ国非居住者のタイにおける代理人

登 録

年間売上高が 1,800,000 バーツを超える場合、VAT 登録事業者として税務当局に登録しなければなりません。VAT 登録事業者として登録した場合のみ、アウトプット VAT からインプット VAT を控除することができ、またインプット VAT の還付を請求できます。

非課税項目

以下の者および事業活動は、VAT が非課税となります。

- (a) 年間売上が 1,800,000 バーツ以下の納税義務者
 - 未加工の農産物の販売
 - 農業に関連する物品または製品の販売（肥料、動物用飼料、殺虫剤等）
 - 新聞、雑誌および教科書の販売
 - 動物の販売（生死を問わない）（注 1 参照）
- (b) 公立および私立の学校における教育サービス
- (c) 芸術的および文化的サービス
- (d) 医療、監査および法廷弁護サービス
- (e) 公立および私立の病院や診療所における治療サービス
- (f) 調査および学術サービス
- (g) 図書館、博物館、動物園およびアマチュア・スポーツ
- (h) 芸能人のサービス提供（興行物）
- (i) 国内輸送サービス（注 2 参照）
- (j) 国際陸送サービス
- (k) 不動産の賃貸
- (l) 収入総額から経費を控除することなく政府へ送られる政府機関および地方公共団体のサービス
- (m) 宗教活動および慈善活動
- (n) 関税法により輸入関税が免除される関税フリーゾーン（DFZ）へ持ち込まれる輸入品
- (o) 関税法第 4 章により輸入関税が免除されている物品
- (p) 税関で差し押さえられ、国外へ返送された輸入品

注記：

（注 1）これらの事業は VAT 登録をすることができます。

（注 2）タイ国内での航空機や船舶による国内輸送事業または燃料油のパイプ輸送事業は VAT 登録をすることができます。船舶による国内輸送事業には、タイ国内における海と河川間の輸送を含みます。

税 率

- 現行の税率は、7%です。この税率は一時的に軽減されているものであり、期限の延長がなければ、2014 年 10 月 1 日から 10%に改定される予定です。
- 次の項目には、0%の税率が適用されます。
 - 輸出品
 - タイ国内で提供されたが、その全部または一部が国外で使用されるサービス
 - 航空機または船舶による国際輸送
 - 外国援助プログラムにより、政府機関および国営企業へ販売/提供される物品/サービス
 - 国際連合、国連専門機関および大使館や領事館へ販売/提供される物品/サービス
 - 保税倉庫間、関税フリーゾーン内に立地している企業間で販売/提供される物品/サービス/関税フリーゾーン内に立地している保税倉庫と関税フリーゾーン企業間での販売

税額計算

VAT 登録事業者は、物品の販売あるいはサービスの提供に際し、VAT を課さなければなりません。これをアウトプット VAT と呼んでいます。一方、物品やサービスを購入した際に、VAT 登録事業者によって支払われた VAT は、インプット VAT と呼ばれています。納税額の計算に際して、インプット VAT は、アウトプット VAT より控除できます。

$$\text{VAT 納税額} = \text{アウトプット VAT} - \text{インプット VAT}$$

アウトプット VAT がインプット VAT を超える場合、その差額を歳入局へ納付しなければなりません。逆に、インプット VAT がアウトプット VAT を超える場合、還付を選択するかあるいは翌月以降のアウトプット VAT からの控除を選択することができます。

タックス・インボイス

VAT 登録事業者は、物品またはサービスの売上金額と VAT の金額を記載したタックス・インボイスを発行することが要求されています。タックス・インボイスは、法律に従い、全ての必要項目が記載されなければなりません。記載内容が不十分であったり、不正確であったりした場合、支払ったインプット VAT を控除または還付できない場合があります。

申告・納税

申告書

VAT 登録事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月 15 日までに VAT を申告・納税することが義務付けられています。

文書および記録

受取ったタックス・インボイスと発行したタックス・インボイスの控えは、関係書類や記録とともに保管しておく必要があります。例えば、会計帳簿と製品と原材料の管理簿は、VAT 登録事業者の事務所内に常時保管されていなければなりません。

加算税および延滞税

- ・ VAT 登録を怠った場合、または、VAT 登録を抹消後事業を継続していた場合、本来納付すべき VAT の 200%が加算税(最低 1,000 バーツ)として課されます。
- ・ 期日までに VAT の申告を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200%が加算税として課されます。
- ・ VAT 申告書に税額計算の誤りがあった場合、納付不足額の 100%が加算税として課されます。
- ・ VAT 申告書にアウトプット VAT またはインプット VAT の金額に誤りがあった場合、アウトプット VAT の不足額またはインプット VAT の過大額の 100%が加算税として課されます。
- ・ 購入者に対するタックス・インボイスの発行を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200%が加算税として課されます。

- ・ 必要な報告書の作成を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200% が加算税として課されます。
- ・ 上記加算税に加え、納付不足額に対し、一ヶ月につき 1.5 % の延滞税が課されます。但し、延滞税は、未払税額が上限とされます。

特定事業税

金融業を中心とした特定の事業については、付加価値の算定が困難なため、VAT と並行して代替税が課されることになりました。特定事業税 (Specific Business Tax、以下“SBT”と称す) は、総収入に固定税率を乗じて算定されます。

納税義務者

課税対象事業を行う以下の者は、特定事業税納税者として登録する必要があります。

- ・ 自然人 (法人格のない組合を含む)
- ・ 法人
- ・ 政府機関や組合
- ・ その他の法人

課税対象事業と税率

(a) 商業銀行業務、ファイナンス、クレジットフォンシア業務…	3.0%
(b) 生命保険…	2.5%
(c) 質業…	2.5%
(d) 不動産販売…	3.0%
(e) タイ国証券取引所における証券の販売…	0.1%※
(f) 商業銀行に類似する業務…	3.0%

※現在は、免税となっています。

特定事業税の税率に地方税として 10% が上乗せされ、課税されています。

タイ国農産物先物取引所 (“AFET”) において農産物先物取引関連法に基づき行われる農産物の先物取引、およびタイ国先物取引所 (“TFEX”) においてデリバティブ関連法案に基づき行われるデリバティブ取引については、特定事業税が免除されます。

一定の銀行業務収入に対する特定事業税率は 3% から 0.01% に引き

下げられました。

申告・納税

申告書

特定事業税の課税対象事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月 15 日までに SBT を申告・納税することが義務付けられています。

加算税および延滞税

- ・ 納税者登録を怠った場合、納税額の 200% が加算税として課されます。
- ・ 毎月の申告を怠った場合、その月の納税額の 200% が加算税として課されます。
- ・ 毎月の申告において誤謬や納税不足があった場合、その月の納税不足額の 100% が加算税として課されます。
- ・ 納付不足額に対し、一ヶ月につき 1.5 % の延滞税が課されます。但し、延滞税は、未払税額の額が上限とされます。

印紙税

税制の概要

歳入法典に規定されている 28 項目の文書や証書の作成に際しては、印紙税が課せられます。

税 率

税率は、文書や証書の種類によって異なります。税率は契約書/同意書では 1,000 バーツにつき 1 バーツ、商業関係の書類や他の書類は証書の金額によります。印紙税は、税率表に基づいて適切に貼付されなければなりません。

課税対象となる文書と証書

- ・ 契約書/同意書
 - 土地または建物の賃貸
 - 割賦購入
 - 請 負
 - 金銭消費貸借
 - パートナーシップ
- ・ 金融/商業関係書類
 - 株式/社債の譲渡
 - 為替手形
 - 約束手形
 - 船荷証券
 - 株券/社債券
 - 小切手/トラベラーズチェック
 - 信用状
 - 銀行預金利息の領収書
 - 運送物品受領書
 - 保証契約書
 - 質権設定
 - 倉荷証券

- 引渡指図書
- ・ 代理/委任状
- ・ 原本の副本
- ・ 株式会社の基本定款/付属定款
- ・ 議決権行使に係る委任状
- ・ 保険証書
- ・ 登記を要する不動産の譲渡に関する領収書
- ・ 車両の譲渡や分割購入に関する領収書

納付および加算税

多くの場合、証書に記載された対価の受領人が印紙税を納付し印紙を貼付する義務を負います。印紙が適切に貼付されていない文書や証書は、民事訴訟の際に証拠として認められません。

納付、貼付漏れには 200%から 600%の加算税が課されます。

関 税

税制の概要

関税は、関税法と関税率政令により、輸入と特定の輸出に課せられます。輸入品の区分は、「商品の名称および分類についての統一システム（いわゆる Harmonized System）」に基づきます。タイ国は、2012 年 1 月 1 日より、新規の輸入商品に係る商品分類方法として、Harmonized System 2012 に基づく ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature (AHTN) を採用しています。

課税方法は、従量と従価のうち、いずれか高い方に基づき、0% から 80% の税率で課せられます。関税率政令で例外的に規定された特定品目については、輸入関税の免除が認められています。関税の優遇措置は、タイ国と自由貿易協定 (FTA) を締結している国から輸入される物品に適用されます。

現在、タイ国と自由貿易協定を締結している国は下記のとおりです。

- ・ ASEAN 諸国（シンガポール、ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイ）
- ・ ペルー
- ・ ニュージーランド
- ・ オーストラリア
- ・ インド
- ・ 日本

ASEAN 域内の国として、タイ国は下記の国と特惠貿易協定を締結しています。

- ・ 中国
- ・ 韓国
- ・ 日本
- ・ オーストラリアおよびニュージーランド
- ・ インド

一般的に輸入品の価格は CIF 価格(運賃保険料込み価格)、輸出品の価格は FOB 価格(本船渡し価格)に基づき計算されます。

現在タイ国は、世界貿易機関(WTO)の関税評価協定に準拠しており、原則的に、関税評価は「取引価格」、すなわち、物品が輸出版売された際に実際に支払われたまたは支払われるべき価格に基づきます。このため、関税評価上、輸入物品の価値を構成するにも係わらず、取引価格に含まれていない要素の調整を必要とします。ここで調整すべき要素には、輸入品の購入条件として購入者が支払うべきロイヤルティ/ライセンス料、輸入品の再販売により得られる収益で輸出者に帰属すべきもの、購入者によって提供された物品またはサービスの価格(輸入品に係るデザイン/開発費等)等が含まれます。申告価格が明らかに低すぎる場合、あるいは、虚偽申告であると判断された場合、関税局は、それらの物品の価格を決定する権限を有します。

税関の手続

タイ国に到着した物品は、その搬入方法に係わらず、他国における場合と同様の税関手続をとります。輸入者は、輸入申告書に加え、船荷証券、インボイス、パッキング・リストを、「e-Customs システム」を通じて提出しなければなりません。

関税は、物品の搬入時点で課され、保税倉庫にて保管されます。陸揚げ作業費や倉庫保管費は、物品の引渡し前に支払わなければなりません。

関税の優遇制度

タイには下記のような関税の優遇制度があり、それぞれ条件や恩典が定められています。

- ・ 関税および税金の補償(タックスクーポン)
- ・ 輸出製品に使用される輸入原材料に対する関税の免除(関税法 19 条 bis)
- ・ 再輸出品に対する関税の免除(関税法 19 条)
- ・ フリーゾーン(関税法またはタイ国工業団地公社法に基づく地域)

- ・ 保税工場
- ・ 一般保税倉庫
- ・ BOI による優遇

違反と罰則

関税法に違反した場合、本来、刑事罰が科されますが、実務上は、未納付額および罰金を課される場合がほとんどです。違反には、税関手続を遵守しない場合や誤申告等が含まれますが、密輸入や脱税は重大な違反とみなされます。罰則は、関税法の関連規程の中で定められています。関税局と違反者の合意により解決する場合（すなわち、訴訟放棄）、関税局長官により承認された裁定基準に基づき罰金が決定されます。典型的には、回避しようとした関税額の 2 倍および付加価値税(VAT)額の 1 倍です。輸入ライセンスの誤りや密輸入の罰金はその物品の金額に倍数を乗じた金額に基づき決定されます。

物品税

税制の概要

物品税は、国産品か輸入品かに係わらず、ある特定の物品の販売に対して課されます。税率は、従価あるいは従量のうち、いずれか高い方にに基づき適用されます。国産品の場合は出荷時に、輸入品の場合は輸入時に納税義務が生じます。

課税対象の物品およびサービス

1. 燃料油および石油製品
2. ノンアルコール飲料
3. 電化製品
4. ガラス製品
5. 自動車
6. 船
7. 香水および化粧品
8. 娯楽サービス
9. アルコール飲料
10. 煙草や巻煙草
11. 毛織りの絨毯
12. オートバイ
13. バッテリー
14. トランプ
15. オゾン層に影響を与える物質

対象物品の生産者は、工場や保税倉庫からの出荷前に申告書を提出し、納税しなければなりません。また、これらの場所から物品を移動する前に VAT の納税義務が生じた場合、生産者は、物品税局に対し、月末から 15 日以内に申告書を提出し、納税する義務があります。

石油税

税制の概要

石油税法(PITA)に基づき、認可石油会社が石油事業から得た所得については、石油税が課されます。石油税法に基づき課税対象となる企業は、歳入法典やその他の法律による税金や関税が免除されます。但し、これらの免税は、石油税法に基づく税金や関税、配当金に対する税金を納付している場合に限り認められます。

課税所得

石油会社は、石油事業による年間純利益(免許の譲渡や石油事業に付随する活動から生じた利益を含む)に対し、50%の税金が課されます。「通常必要な」事業経費に加え、資本的支出に対する減価償却費、ロイヤルティ等も税額計算上、控除できます。支払利息を含む特定の支出については、控除が認められません。

申告・納税

納税義務者は、決算日から5ヶ月以内に所轄税務署に確定申告書を提出しなければなりません。

加算税および延滞税

申告が不正確だった場合、あるいは、期日までに申告を行わなかった場合、加算税および延滞税が課せられます。但し、脱税の意図がないと当局が判断した場合、加算税および延滞税が減免されることがあります。

地方税

税制の概要

タイ国は、77 の県に分かれ、それぞれの地方自治体や行政当局によって管轄されています。パタヤやバンコク等の行政区では、看板税、地方開発税、土地家屋税の 3 つの主要な地方税を課しています。

看板税

看板税は、広告あるいは商品や事業についての情報提供を目的として、その名称、商標、製品を掲示した看板や広告板に課せられます。

看板税は、看板の所有者に対して課され、税率は看板の大きさ、記載されている言語によって異なります。タイ語で記載されている看板については、500cm²につき 10 バーツが課せられます。タイ語と外国語が併用されている場合、500cm²につき 100 バーツ、外国語のみの場合、500cm²につき 200 バーツが課せられます。しかし、現在は、500cm²につき、それぞれ 3 バーツ、20 バーツ、40 バーツに減額されています。

以下の看板については、看板税は免除されます。

- (a) 政府管轄の公共地域や組織のためのもの
- (b) 私立学校の敷地内にあるもの
- (c) 宗教団体、慈善組織に係わるもの
- (d) 一時的な博覧会でその敷地内に建てられたもの
- (e) 上映の宣伝を目的として劇場や映画館に掲示されたもの
- (f) 製品の容器に記載されたもの
- (g) 事務所内部のもの
- (h) 農産物の広告
- (i) 自動車、人、動物に貼付されたもの

看板の所有者は毎年 3 月に申告書を提出し、査定通知の日から 15 日以内に納税しなければなりません。

申告書の提出を怠った場合、納税額の 10% が加算税として課されます。

納税を怠った場合、納付不足額に対し、1 ヶ月につき 2%の延滞税が課されます。なお、未納税額を徴収するために管轄当局に資産を押収され、売却される場合があります。

地方開発税

地方開発税は、土地(改良を除く)の価値に課され、税率は年 0.25%から 0.95%までさまざまです。税額は、土地の所在する地域ごとに、地方当局が査定した額の間接値をもって算定されます。課税対象となる資産には、土地、山地、水地が含まれます。

個人が自己の居住目的に使用している宅地に対しては、課税対象となる広大地として指定されていない限り、地方開発税が免除されます。

非課税分を超える耕作地に対しては、法定税率の半分の税率が適用され、遊休地に対しては法定税率の 2 倍の税率が適用されます。

以下に挙げる土地については、地方開発税が免除されています。

- (a) 政府所有の土地
- (b) 王族宮殿が建てられている土地
- (c) 公立病院、公共教育機関、その他公共の用に供する建造物が建てられている土地
- (d) 宗教団体所有の土地または宗教上使用する土地
- (e) 非営利目的の共同墓地
- (f) 土地家屋税が課される土地
- (g) 民間所有であるが、公共目的に政府が使用する土地
- (h) 大使館、領事館、国際機関の事務所が建てられている土地

土地の所有者は、その土地が地方自治体の管轄外の場合、地区事務所へ、地方自治体の管轄の場合、市役所の担当部署へ申告書を提出しなければなりません。土地取得者は地価が評価された初年度の 1 月に申告書を提出します。4 年ごとの再評価または土地の譲渡や面積の変更時まで申告は有効です。土地の所有者(納税者)は 4 月までに納税します。但し、査定通知が 4 月以降に届いた場合には、査定の日から 30 日以内が納税期限とされます。

申告書の提出を怠った場合、納税額の 10%が加算税として課されます。

納税を怠った場合、納付不足額に対し、年につき 24%の延滞税が課されます。なお、未納税額を徴収するために管轄当局に資産を押収され、売却される場合があります。

土地家屋税

土地または建物を自己の居住以外に使用している所有者は、その実際価値あるいは年間賃貸評価額の 12.5%を土地家屋税として課されます。

建物の所有者が土地の所有者と異なる場合、建物の所有者が建物部分に関して納税義務を負います。

損害を受けた建物は、損害の程度に応じて課税対象額が減額されます。また、建物の非入居率に応じて、減額されることもあります。

土地家屋税は、以下の場合、免除されます。

- (a) 王族所有の宮殿
- (b) 公共の用に供するために政府が所有する建物
- (c) 非営利目的の公立病院、公共教育機関
- (d) 宗教上の建物
- (e) 12 ヶ月以上、入居のない建物
- (f) 所有者の住居として使用されている建物

納税者は、土地・建物の所在する地方自治体の市役所または地区事務所に、毎年 2 月までに申告書を提出しなければなりません。賦課決定の通知後 30 日以内に納税しなければなりません。

申告書の提出を怠った場合、200 バーツの罰金が課せられます。

なお、納付期日後 1 ヶ月以内に納税した場合、未納税額に対して 2.5%の加算税が課せられます。その後は、2 ヶ月以内であれば 5%、3 ヶ

月以内であれば 7.5%、4 ヶ月以内であれば 10%とされています。4 ヶ月以降は、未納税額を徴収するために、管轄当局に資産を押収され、売却される場合があります。

優遇税制

投資委員会(Board Of Investment)

1977 年の投資奨励法の下、投資委員会（以下“BOI”と称す）は、承認された投資事業に対し、優遇措置や恩典を与える権利を有しています。BOI からの投資奨励を受けることができるのは、タイ国の法律に基づき設立された株式会社、財団および協会に限定されます。

製造業における外国人の株式所有に係る規制を緩和するとともに、投資家の投資意欲を促進するため、BOI は次のような判断基準を設けています。

- (1) 1999 年外国人事業法のカテゴリー1 に分類される農業、畜産、漁業、鉱物探査、鉱業およびサービス事業については登録資本金の少なくとも 51% 以上がタイ国籍者に保持されていることが条件となります。
- (2) 製造業を行う事業に関しては、外国人投資家とその奨励事業の過半数またはすべての株式を所有することができます。
- (3) BOI が妥当と判断した場合には、奨励事業に関する外国人投資家の株式所有について特別に所有割合を定めることができます。

BOI は、税制上の恩典および非税制上の恩典とともに、事業の所在地 (BOI ゾーン) や優先事業か否かおよび、その他の基準に応じて、さまざまな保証や保護を与えています。

以下は、投資者に対して与えられる税制上の恩典です。

- (1) 輸入機械に対する輸入関税の減免
- (2) タイ国内販売を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料または素材に対する輸入関税の軽減 (最高 90% まで)
- (3) 奨励プロジェクトの内容、および、当該プロジェクトの所在地 (BOI ゾーン) に基づき最高 8 年まで法人税の免除 (土地代および運転資金を除く投資額を上限とする)
- (4) 法人税の免除期間において、その事業所得から支払われた配当金に対する免税 (源泉徴収税を含む)

- (5) 輸出を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料または素材に対する輸入関税の免除

一部の工業団地や BOI ゾーンに立地する企業には以下の追加恩典があります。

- (1) 通常の法人税の免除期間の終了後、または法人税の免除が付与されていない場合には最初に所得を得た日から 5 年間の法人税の 50%軽減
- (2) 課税所得から輸送費、電気料金、水道料金の二重控除
- (3) 通常の減価償却のほか、事業のインフラ投資または建設費の控除（奨励事業から最初に収益が発生した時点から 10 年以内の複数年適用可能）
- (4) 国内向け製品の製造に使用される主要原材料について 5 年間、輸入関税の通常税率の 75%の軽減

BOI は、以下の事業を優先事業として奨励しています。

1. 農業および農業製品製造
2. 技術および人材開発に直接関与する事業
3. 公共的施設およびインフラストラクチャー
4. 環境保全
5. その他の重要産業

これら優先事業には、その所在地にかかわらず、BOI ゾーンごとに付与される恩典に加え、以下の税制上の恩典が付与されます。

1. 法人税の 8 年間免除(上限あり・なし)
2. 機械に係る輸入関税の免除

奨励企業には、税制上の優遇措置以外に、立地に係わらず、さまざまな許可が与えられます。これには、事前調査に従事する外国人や奨励プロジェクトに従事する外国人技術者・専門家への労働許可、奨励事業を行うための土地の所有、外貨送金等が含まれます。

BOI は、奨励事業を国営化しないこと、奨励事業と競合する新規の国

営事業を行わないこと、奨励事業が生産する製品と同種の製品を国家専売しないこと、価格統制をしないこと、政府機関や国営事業が奨励事業と同種の製品を免税輸入しないことを保証しています。

保護措置として、競合製品に対する輸入課徴金の導入や輸入禁止等の他、BOI 長官には、関係官庁に対する奨励事業への援助や課税是正等を命令する権限が付与されています。

BOI は現在投資奨励の付与について戦略変更の過程にあり、新 2013 年末までに完了させる見込みです。その過程の一環として、2 回の公聴会を実施し意見収集をする予定です。既に投資奨励を受けている事業については新投資奨励制度の影響は受けません。

タイ国工業団地公社(Industrial Estate Authority of Thailand, “IEAT”)のフリーゾーン

IEAT 法の下で設置されているフリーゾーンの入居資格としては、タイ国の経済発展、国家の安全保障、公共の福利、環境管理やその他 IEAT 委員会で規定される目的に適合し、タイ国に便益をもたらす工業、商業活動、および他の関連事業でなければなりません。また、海外から自由事業区へ輸入される、もしくは国内から移入される物品に係る租税(輸入関税、VAT、物品税等)は特別な恩典に基づき減免されます。

IEAT フリーゾーン内の事業者は、以下のような恩典を与えられます。

1. 製品の生産に不可欠な機械・装置・工具・貯蔵品(部品を含む)および IEAT フリーゾーン内の工場や建物の建設・組立・設置に使用される材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。但し、消費財や自動車は、免税になりません。
2. 製品の生産あるいは販売を目的として輸入し、IEAT フリーゾーンに搬入した原材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。製品を生産するために IEAT フリーゾーンに搬入され免税となる原材料には、他の IEAT フリーゾーン(同一フリーゾーン内および別フリーゾーン内)から搬入された物品、輸出のために BOI から奨励された者により搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し、完成後再輸出される物品、他の法律で

免税とされている物品等が含まれます。

3. 上記 2.により輸入され、IEAT フリーゾーンに搬入された物品は、IEAT フリーゾーンで製造される製品や副産物等も含め、輸出の際の輸出関税、VAT、物品税が免除されます。
4. IEAT フリーゾーンで生産され、タイ国内に販売される物品は、輸入品とみなされ、(買手に) VAT が課されます。IEAT フリーゾーン内にある業者間で販売される物品においては、0%の VAT が適用されます。

関税フリーゾーン

関税フリーゾーン (DFZ: Duty Free Zone) は、タイ国の輸出を支援、奨励するために関税法に基づいて新設された地域です。工業または商業活動、あるいは、タイ国経済に有益な事業のために指定された地域で、ここに輸入された物品またはここで製造された物品は輸入関税、VAT、物品税が免除されます。

関税フリーゾーンとして認められるには、当該地域開設の申請書を提出し、関税局長官の承認を得なければなりません。関税フリーゾーンを開設あるいは域内で操業することを認められた会社は、関税当局と保証契約を締結し、全ての関税規則を厳格に遵守するとともに、法律で定められた年間手数料を支払うことが要請されます。関税フリーゾーンでの事業者は、以下のような権利と恩典を与えられます。

1. 工業、商業活動、あるいはタイ国の経済に有益な事業に使用するために不可欠な機械、装置、工具、貯蔵品(部品を含む)の取得に係る輸入関税、VAT、物品税が免除されます(他の関税フリーゾーンからの移送を含む)。
2. 輸出製品の製造を目的として関税フリーゾーンに搬入される原材料は、関税局長官の規定する規則に従い、規格管理または品質管理、標章または署名の添付に関連する法律の一部について制限を受けません。
3. 関税フリーゾーンで製造されタイ国内に販売された物品は輸入品とみなされ、輸入時に VAT が課せられます。また、関税フリーゾーン内の業者間で販売される物品には 0%の VAT 税率が適用されます。

地域統括会社(ROH)

タイ国では長年、タイ国に地域統括会社(Regional Operating Headquarters、以下“ROH”と称す)を設立する多国籍企業(国内および国外)に税制上の奨励、恩典を与えてきました。タイ国で設立された ROH は、持株会社、サービス提供会社、金融およびライセンス供与会社として活動することが認められています。

2010 年 11 月 6 日、旧 ROH の一部の基準および恩典を変更し、新 ROH 制度が制定されました。既設の ROH は旧制度の継続使用または新制度への移行を選択することができ、新設する ROH は新旧 ROH 制度のどちらを選択するとも可能です。

旧 ROH 制度

ROH は以下の条件を満たしていなければなりません。

- ・タイ国の法律に基づき設立された法人で、払込資本が 10 百万バーツ以上である。
- ・タイ国を除く 3 カ国以上の「関係会社」(株式の 25%以上をグループ会社で保有している会社)に対して認可サービスを提供している。
- ・海外の関係会社からのサービス/ロイヤルティ収入の合計が、総収入の 50%以上である。(但し、ROH として登記後の最初の 3 年間は 3 分の 1 に軽減されています。)

ROH には、以下の税制上の恩典が与えられます。

- ・国内および国外の関係会社に対する認可サービスによる収入については、10%の軽減税率が適用されます。
- ・国内および国外の関係会社からのロイヤルティ収入、再貸付による利息収入については 10%の軽減税率が適用されます。
- ・関係会社から受け取る配当金については、法人税および国内源泉徴収税が免除されます。
- ・ROH の認可サービス収入の純利益を原資として国外の株主に対して支払う配当金については、源泉徴収税が免除されます。
- ・ROH の外国人従業員は 15%の一定税率により個人所得税を支払

うことを選択できます。但し、適用は継続する 4 年間に限ります。

新 ROH 制度

上記の設立条件に以下が変更、追加されました。

- ・ サービスを提供している海外関係会社の数が以下のように変更されました。
 - － 最初の 2 年間は 1 カ国以上であること
 - － 3 年目および 4 年目は 2 カ国以上であること
 - － 5 年目以降は 3 カ国以上であること
- ・ ROH のタイでの事業活動に係る費用が年に 15 百万バーツ以上、またはタイでの投資が年 30 百万円以上であること
- ・ 3 年目の事業年度末までに全従業員のうち 75%以上が熟練者(高等学校または初等職業訓練学校卒業か同等以上)であること
- ・ 3 年目の会計年度末までに最低 5 人以上の従業員の給与が年 2.5 百万バーツ以上であること
- ・ 外国関係会社が事業実体を有していること

上記の税制上の恩典について以下のとおり変更されました。

- ・ 外国関係会社からの認可サービスによる収入については、10 年間法人税が免除されます(第 10 会計年度末に過去 10 会計年度の事業経費が累積で 150 百万バーツを超えた場合には、15 年間に延長されます)。
- ・ 国内の関係会社からのロイヤルティ収入、利息収入を含む認可サービスによる収入については、10 年間、10%の軽減税率が適用されます(上記の条件を満たした場合には、15 年間に延長されます)。
- ・ 関係会社から受け取る配当金についても、10 年間、法人税および国内源泉徴収税が免除されます(上記の条件を満たした場合には、15 年間に延長されます)。
- ・ ROH の認可サービス収入の純利益を原資とする国外の株主に対して支払う配当金については、源泉徴収税が免除されます。
- ・ 外国人従業員は継続する 8 年間、15%の一定税率により個人所得税を支払うことができます。

海外関係会社からの認可サービスによる収入およびロイヤルティ収入が 50%未満の ROH については、海外での利益の非課税および国内利

益に対して 10%の軽減税率の適用が認められます。

ROH 登録から 5 会計年度内に解散の通知をする場合には、税務恩典は ROH としての最初の会計年度に遡って撤回されます。

登記および報告義務

ROH として登録する場合は、歳入局大企業租税管理事務所 (Large Business Tax Administration Office: LTO)、あるいは、ROH が立地する地方または県の歳入局事務所へ所定の様式で登録申請します。新 ROH 制度は、2010 年 11 月 15 日から 5 年以内に登録申請書類を提出する必要があります。登録においては、ROH が認可サービスを提供する各関係会社の名称および所在地を明らかにする必要があります。

ROH として登録した会社が、ROH 事業とともに ROH 以外の事業も行う場合、各事業別に損益を計算し、事業別に法人税申告書を提出することが、要求されています。損益を計算する際には、それが発生した事業別に費用を割当て、共通する費用については、それぞれの事業の所得に応じて按分しなければなりません。

尚、ROH 事業によって生じた欠損は、その他の事業の利益と相殺することはできません。さらに、免税の適用を受けた ROH 事業から発生した欠損は軽減税率の適用を受けた ROH 事業の所得と相殺することはできません。

認可サービス

以下に挙げるサービスから得られる所得について、ROH は税制上の恩典を受けることができます。

- ・ 原材料および部品の調達
- ・ 技術支援
- ・ 研究開発
- ・ 市場調査および販売促進
- ・ 財務顧問サービス
- ・ 人材管理および研修
- ・ 一般管理、事業立案および調整
- ・ 信用管理および統制

- ・ 経済および投資に関する分析ならびに調査
- ・ その他歳入局長官が規定するサービス

国際調達センター(IPC)

IPC は、タイ国の法律に基づき設立された法人で、商品、原材料および部品を調達し、関係会社に対し当該物品の販売事業を営みます。

IPC 制度における関係会社の定義は以下のようになります。

株式の 25%保有

- (1) IPC の株式を 25%以上保有している法人またはパートナーシップ
- (2) IPC がその株式の 25%以上を保有している法人またはパートナーシップ
- (3) (1) の法人またはパートナーシップがそのがその株式の 25%以上を保有している法人またはパートナーシップ

管理および監督

- (1) IPC を管理、監督および経営する法人またはパートナーシップ
- (2) IPC により管理、監督および経営されている法人またはパートナーシップ
- (3) (1)の法人またはパートナーシップにより管理、監督および経営されている法人またはパートナーシップ

税務恩典

法人税

IPC は連続する 5 会計期間について、下記の適格所得から生じる利益に対する法人税について、15%の軽減税率が適用されます。

- ・ タイ国外で調達した商品をタイ国内に持ち込まずに直接国外の関連会社に対して販売することから生じる所得
- ・ タイ国内または国外で調達した部品または原材料を国外の製造関連会社に販売することから生じる所得

個人所得税

- ・ 最高 3 名までの外国人従業員（管理職以上）の個人所得税について、IPC の総所得のうち、適格所得の割合が 50%以上である場合、連続する 5 年間を上限として 15%の軽減税率が適用されます。
- ・ 外国人従業員が IPC サービス提供のためにタイ国外へ派遣される場合、当該サービスに対し支払われる個人所得につき、IPC がこれを法人税の損金としないことを条件に、連続する 5 年間について個人所得税が免除されます。

IPC 設立条件

1. タイ国の法律に基づき設立された法人で、払込資本が 10 百万バーツ以上であること
2. 各会計期間において、減価償却費、国外で支払われた営業費用、商品代、原材料費、ロイヤルティ、部品代、梱包費等を除くタイ国内での営業経費が年間 15 百万バーツ以上または有価証券への投資を除く、タイ国内での投資支出が年間 30 百万バーツであること
3. 関係会社はその事業目的に沿って実際に営業しており、経営者および従業員を有していること
4. 少なくとも高等学校または初等職業訓練学校卒業と同等程度の教育を受けた従業員を雇用していること
5. 法人税の恩典を使用する会計年度から 3 年会計期間以内に以下の条件をみたしていること

- ・ 各会計期間において、10 億バーツ以上の適格所得を有していること
- ・ 3 名以上の従業員に対する年間報酬がそれぞれ 2.5 百万バーツ以上であること

登録および報告義務

IPC には以下の登録および報告義務があります。

- － IPC として事業を行う場合、2011 年 5 月 6 日から 2 年以内に所轄の税務署への登録申請書の提出する必要があります。
- － 会社が IPC 事業および非 IPC 事業を行う場合、事業別に課税所得または損失を計算し、各事業別に損益を計算し、共通する費用についてはそれぞれの事業の所得に応じて按分します。
- － IPC 事業によって生じた欠損は、非 IPC 事業の所得と相殺することはできません。
- － IPC 事業と非 IPC 事業を行う会社は、事業別にそれぞれ法人税申告書を提出します。

弊社の連絡先

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited
の連絡先は以下の通りです。

No. 179/74-80 15th Floor, Bangkok City Tower
South Sathorn Road, Thungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120
Tel: (66) 2-286 9999, 2-344 1000
Fax: (66) 2-286 2666
<http://www.pwc.com/thailand>
e-mail: tls.thailand@th.pwc.com

<u>サービスライン</u>	<u>担当責任者</u>	<u>内線番号</u>
統括	Thavorn Rujvanarom <i>Lead Partner</i>	内線:1444
投資委員会(BOI)	Siripong Supakijjanusom <i>Partner</i>	内線:1124
	Seetha Gopalakrishnan <i>Director</i>	内線:1011
国際貿易マネジメント管理サービス	Paul Sumner <i>Partner</i>	内線:1305
	Santi Kongsithidej <i>Director</i>	内線:1341
	Nu To Van <i>Senior Manager</i>	内線:1353
金融・財務関連サービス	Prapasiri Kositthanakom <i>Partner</i>	内線:1228
	Omjira Tangwongyodying <i>Partner</i>	内線:1118
	Orawan Fongasira <i>Director</i>	内線:1302
	Nopajaree Wattananukit <i>Senior Manager</i>	内線:1396
グローバル・コンプライアンスサービス	Thavorn Rujvanarom <i>Lead Partner</i>	内線:1444
	Somboon Weerawutiwong <i>Partner</i>	内線:1247
	Somsak Anakkasela <i>Partner</i>	内線:1253

間接税 (VAT: 付加価値税)	Thavorn Rujvanarom	内線:1444
	<i>Lead Partner</i>	
	Somboon Weerawutiwong	内線:1247
国際人的資源関連サービス	<i>Partner</i>	
	Thirapa Glinsukon,	内線:1318
	<i>Director</i>	
	Prapasiri Kositthanakorn	内線:1228
	<i>Partner</i>	
法務サービス	Jiraporn Chongkamanont	内線:1189
	<i>Director</i>	
	Napaporn Saralaksana	内線:1231
	<i>Senior Manager</i>	
	Siripong Supakijanusorn	内線:1124
合併および買収	<i>Partner</i>	
	Vunnipa Ruamrangsri	内線:1284
	<i>Director</i>	
	Paul B.A. Stitt	内線:1119
	<i>Partner</i>	
アウトソーシングサービス	Prema Ramachandra Rao	内線:1156
	<i>Director</i>	
	Vanida Vasuwanichchanchai	内線:1303
	<i>Director</i>	
	Somsak Anakkasela	内線:1253
税務調査/紛争処理および訴訟	<i>Partner</i>	
	Omjira Tangwongyodying	内線:1118
	<i>Partner</i>	
	Niphan Srisukhumbowornchai	内線:1435
	<i>Partner</i>	
税務ストラクチャー	Paul B.A. Stitt	内線:1119
	<i>Partner</i>	
	Prapasiri Kositthanakorn,	内線:1228
	<i>Partner</i>	
	Prema Ramachandra Rao	内線:1156
	<i>Director</i>	
	Vanida Vasuwanichchanchai	内線:1303
	<i>Director</i>	
	Orawan Phanitpojanarn	内線:1017
	<i>Director</i>	

移転価格	Peerapat Poshyanonda	内線:1220
	<i>Partner</i>	
	Niphan Srisukhumbowomchai	内線:1435
	<i>Partner</i>	
U.S. Tax Desk	Janaiporn Khantasomboon	内線:1437
	<i>Partner</i>	
	Gregory Lamont	内線:1280
	<i>Partner</i>	
	Thirapa Glinsukon	内線:1318
	<i>Director</i>	

<日本企業部>	魚住 篤志	電話:(66) 2344-1157
	土谷 豊弘	電話:(66) 2344-1217
	桑木 愛子	電話:(66) 2344-1186
	武部 純子	電話:(66) 2344-1209
	米岡光二郎	電話:(66) 2344-1161
	川曲 弘城	電話:(66) 2344-1311
	江橋 美恵	電話:(66) 2344-1147
	森岡 青紀	電話:(66) 2344-1288

サービス内容:

投資委員会 (BOI)

- ・ 法令遵守およびそれに係るプランニング
 - － 投資奨励恩典を活かした進出計画の策定、既存事業の移転計画の策定
 - － 担当官との交渉を含む、事業に係る奨励恩典の支援サービス
 - － BOI 規定条件 (環境、労働、技術) に対する適合性検証手続
 - － 奨励恩典適用に係る、BOI 規定条件遵守の継続性の確認
- ・ 税法遵守およびそれに係るプランニング
 - － 資本コスト、最大生産能力およびスクラップ計画
 - － BOI と Non-BOI 業務の識別
 - － 将来 BOI 申請可能なプロジェクトの特定
 - － BOI 期間中と BOI 終了後の移転価格設定
- ・ 会計分析と財務管理モデル
 - － 減価償却方法の選定
 - － 在庫評価方法のアドバイス
 - － 為替リスク回避に係る先物取引のアドバイス
 - － リースの選択肢に係るアドバイス
 - － 税務および財務の観点より負債・資本比率に係る評価アドバイス

国際貿易マネジメントサービス

- ・ 市場優位性確保のための戦略的関税プランニング
 - － 自由貿易協定
 - － 取引価格分離による関税の軽減
 - － サプライチェーンの活用
 - － 取引方法の見直しによる関税の最適化
 - － 各種優遇制度の活用 (フリーゾーン、保税倉庫、BOI による奨励、再輸出品にかかる関税の払い戻し、輸出製品に係る関税の払い戻し等)
- ・ 関税申告およびリスク管理
 - － 関税申告のレビュー
 - － 税関当局による調査への対応

- 関税価格および移転価格に係る書類の管理
- 関税品目分類に係る対応
- 事前申請および税関の決定に係る輸入延期のサポート
- 自発的な開示
- 法令順守、輸出入制限品の管理（有害物質、軍事用品等）および非中核品の輸入（事業および技術に係る書類およびソフトウェア）に係るアドバイザー
- 関税の実地研修

金融・財務関連サービス

- ・ 金融業（銀行、資本市場、保険、ファンド、不動産）の税法コンプライアンスサービス
 - 税務申告書のレビュー/税務申告書の作成サポート/税務リスク管理サービス/税務健全性の診断等
 - 金融商品、金融取引にかかる税務アドバイザー
- ・ 財務部門を通じてグループの税効果を得るためのプランニング

グローバル・コンプライアンスサービス

- ・ 税法コンプライアンスサービス
 - 税務申告書のレビュー / 税務申告書の作成サポート
 - 税法コンプライアンスのレビュー / 税務健全性の診断
- ・ 税務部門の効率化サポートサービス
 - 効果的かつ効率的なタックスプランニングの提供
 - 税務リスク管理サービス
- ・ 税務会計サービス
 - 税額計上のアウトソーシングおよびサポート
 - 繰延税金資産の計算
 - FIN48 に基づく税金の計算
 - 税務会計コンサルティング
 - 税務会計の研修、アドバイザー

付加価値税 (VAT) 関連アドバイザー

- ・ 自動車業界
- ・ 小売業界
- ・ サプライチェーンマネジメント
- ・ ビジネスプロモーションマネジメント
- ・ e-ビジネス、他

国際人的資源関連サービス

- ・ 駐在員要員計画、管理に関する情報提供
- ・ 労働許可証・ビザの取得・延長申請代行サービス
- ・ 個人所得税関連アドバイザー
- ・ スtockオプションプランニングと事務手続サービス
- ・ 人的資源に係る税務・法務デューデリジェンス、コンプライアンスレビュー
- ・ 現地駐在エグゼクティブの給与計算サービス

日本企業支援サービス

タイにおける日系企業への税務および法務のアドバイスをご提供しております。外国投資の規制や税務および法務のあらゆる側面に精通した経験豊富な専門家が揃っています。日系クライアントとタイ、海外のビジネスパートナーや政府関係諸省庁との橋渡しをいたします。また、PwCの各専門家への窓口として体制を整えています。

法務サービス

- ・ 会社等の設立・登記および各種申請代行サービス
- ・ 商事契約に準拠した契約書作成/レビュー
- ・ 労務関連
- ・ 不動産取引
- ・ 法務デューデリジェンス
- ・ 投資インセンティブ
- ・ 訴訟関連業務

合併および買収

- ・ タックスデュー デリジェンス
- ・ M&A / ストラクチャー構築支援
- ・ 組織再編に伴う税務サービス
- ・ ポストディールサービス / プロジェクトの実行および管理

アウトソーシングサービス

- ・ 人事、給与管理に関する以下のアウトソーシング
 - － 毎月の給与支払管理および源泉税
 - － 毎年の所得税申告および源泉税
 - － その他給与支払いに関するサービス
- ・ 財務、経理に関する以下のアウトソーシング
 - － 法定財務諸表の作成
 - － 記帳代行
 - － 税務申告書作成
 - － 会計スタッフの出向サービス
 - － その他財務部門機能（請求書発行、業者への支払い等）

税務調査対応支援サービス

- ・ 税務訴訟防止サービス
- ・ 税務調査の管理
- ・ 税務訴訟での選択肢の提案
- ・ 税務調査や訴訟への戦略的なプランニング
- ・ 税務リスクの管理

税務ストラクチャー

- ・ 国際税務サービス
- ・ サプライチェーンマネジメントー経営モデルの変更による税務コストの削減
- ・ 企業グループタックスプランニング / 税務最適化プログラム
- ・ 金融・財務サービス

移転価格

- ・ 移転価格のヘルスチェック
- ・ 移転価格のアドバイザリーサービス
- ・ 移転価格の文書化支援とレビューサービス
- ・ 移転価格ベンチマーキングスタディ
- ・ 移転価格に係る税務論争に対する解決策の提供
- ・ 事前確認制度（“APA”）サポート

U.S. Tax Desk

- ・ アメリカでの M&A、投資ストラクチャーに関するアドバイザリーサービス
- ・ アメリカ企業のタイ子会社に対するアメリカでの税務申告および財務報告のためのサポート
- ・ アメリカの税務申告書作成および源泉税還付等の税務コンプライアンスサービス

www.pwc.com/th